

概 況



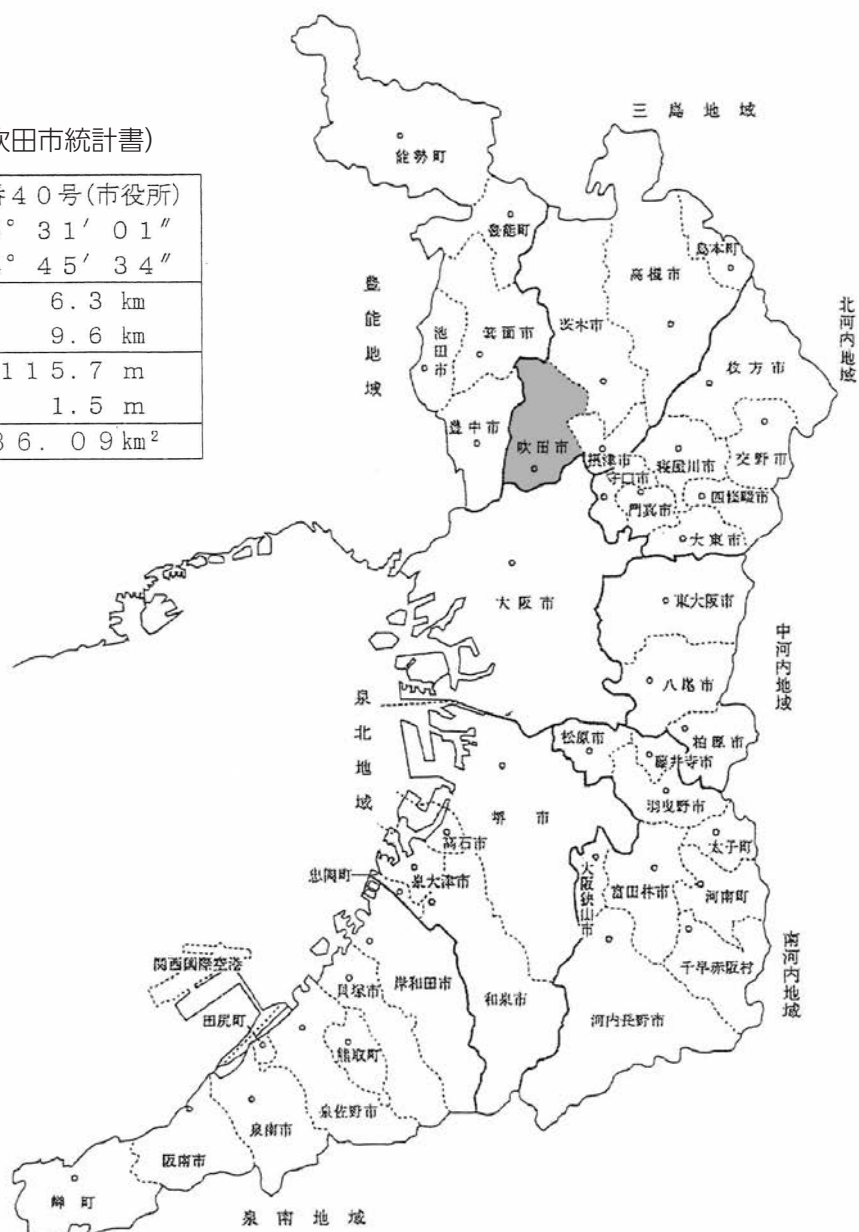
防火連合会 会長賞

吹田市防火作品図画の部入賞作品

1 管内の概況

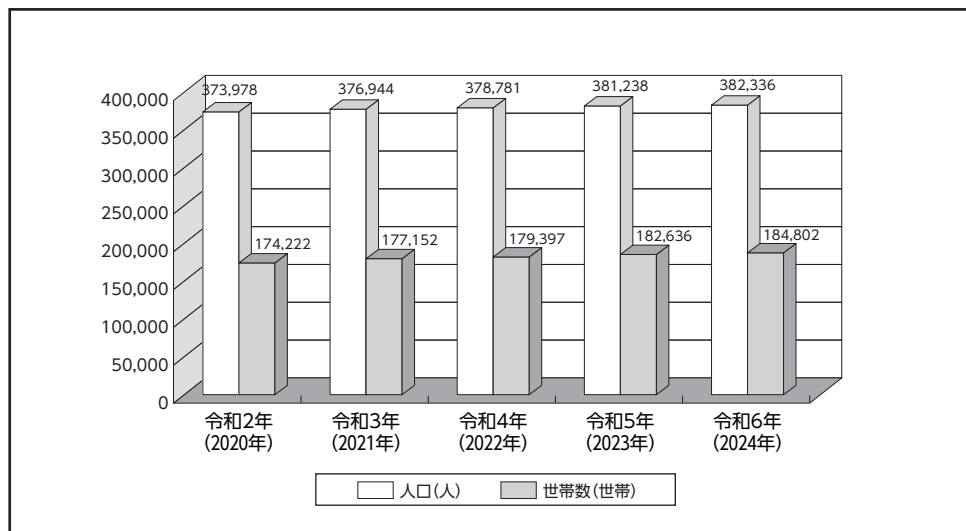
(1) 位置及び面積（吹田市統計書）

位 置	泉町1丁目3番40号(市役所)	
経 度	135°	31' 01"
緯 度	34°	45' 34"
広 さ	東 西	6.3 km
	南 北	9.6 km
海 抜	最 高	115.7 m
	最 低	1.5 m
面 積	36.09 km ²	

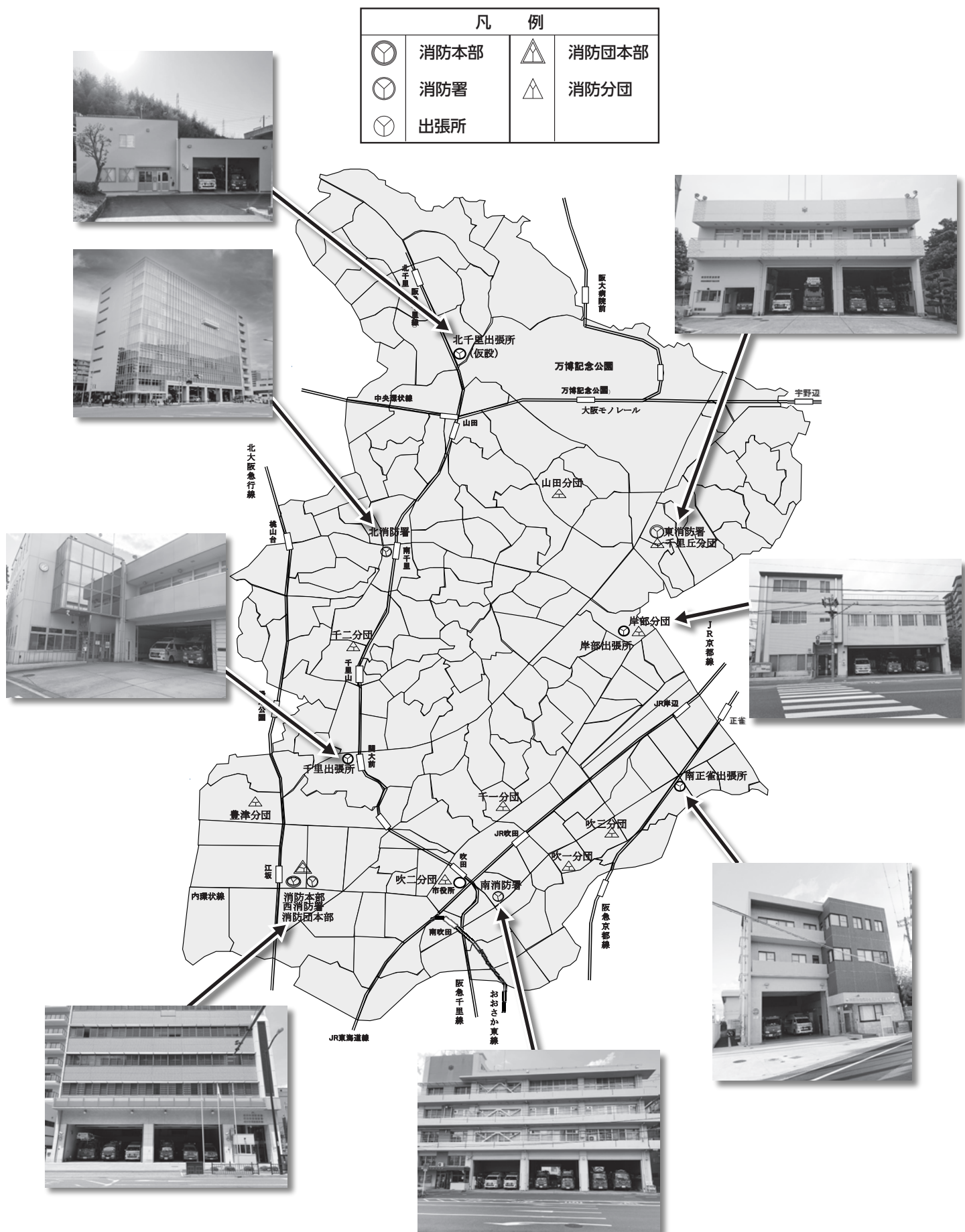


(2) 人口及び世帯数の推移

各年4月1日現在



2 消防機関の配置図



3 消防庁舎の概要

令和6年（2024年）4月1日現在

庁舎名	所在地	竣工年月	構造階数	敷地面積 ㎡	延面積 ㎡	備 考
消防本部 西消防署 (合同庁舎)	〒 564-0063 吹田市江坂町 1 丁目 21 番 6 号 消防本部 TEL 06-6193-0119 FAX 06-6193-0100 西消防署 TEL 06-6384-0151 FAX 06-6338-1985	平成 18.11 (2006 年)	S 造一部 S R C 造 地下 1 階地上 8 階建	1,042.85	4,727.76	
西消防署 千里出張所	〒 564-0061 吹田市円山町 25 番 36 号 TEL 06-6192-0119 FAX 同 上	平成 14.3 (2002 年)	S 造 3 階建	827.22	634.38	
南消防署	〒 564-0032 吹田市内本町 1 丁目 23 番 14 号 TEL 06-6317-0119 FAX 06-6317-0700	昭和 50.7 (1975 年)	R C 造一部 S R C 造 6 階建 S 造及び C・B 造 2 階建	1,493.69	(本) 2,334.26 (附属) 203.48	
南消防署 南正雀出張所	〒 564-0012 吹田市南正雀 4 丁目 1 番 3 号 TEL 06-6383-5111 FAX 同 上	令和 5.12 (2023 年)	R C 造 4 階建	466.21	846.26	
北消防署 (総合防災センター (DRC Suita) 1 階～4 階)	〒 565-0855 吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 3 号 TEL 06-6872-0766 FAX 06-6835-4085	令和 6.3 (2024 年)	コンクリート充填鋼管 構造一部鉄骨造 地下 1 階地上 10 階建	3,863.55	16,806.82 うち消防部分 8,694.47	
北消防署 北千里出張所 (仮設)	〒 565-0873 吹田市藤白台 1 丁目 1 番 50 号 TEL 06-6832-2233 FAX 同 上	令和 6.3 (2024 年)	S 造 2 階建	1,857.97	347.17	
東消防署	〒 565-0818 吹田市尺谷 5 番 15 号 TEL 06-6876-9119 FAX 06-6876-7759	昭和 63.2 (1988 年)	R C 造 3 階建	1,346.82	(本) 1,108.61	千里丘分団 と合同庁舎
東消防署 岸部出張所	〒 564-0001 吹田市岸部北 5 丁目 2 番 2 号 TEL 06-6388-2550 FAX 同 上	平成 7.3 (1995 年)	S 造 3 階建	391.95	439.16	岸部分団と 合同庁舎

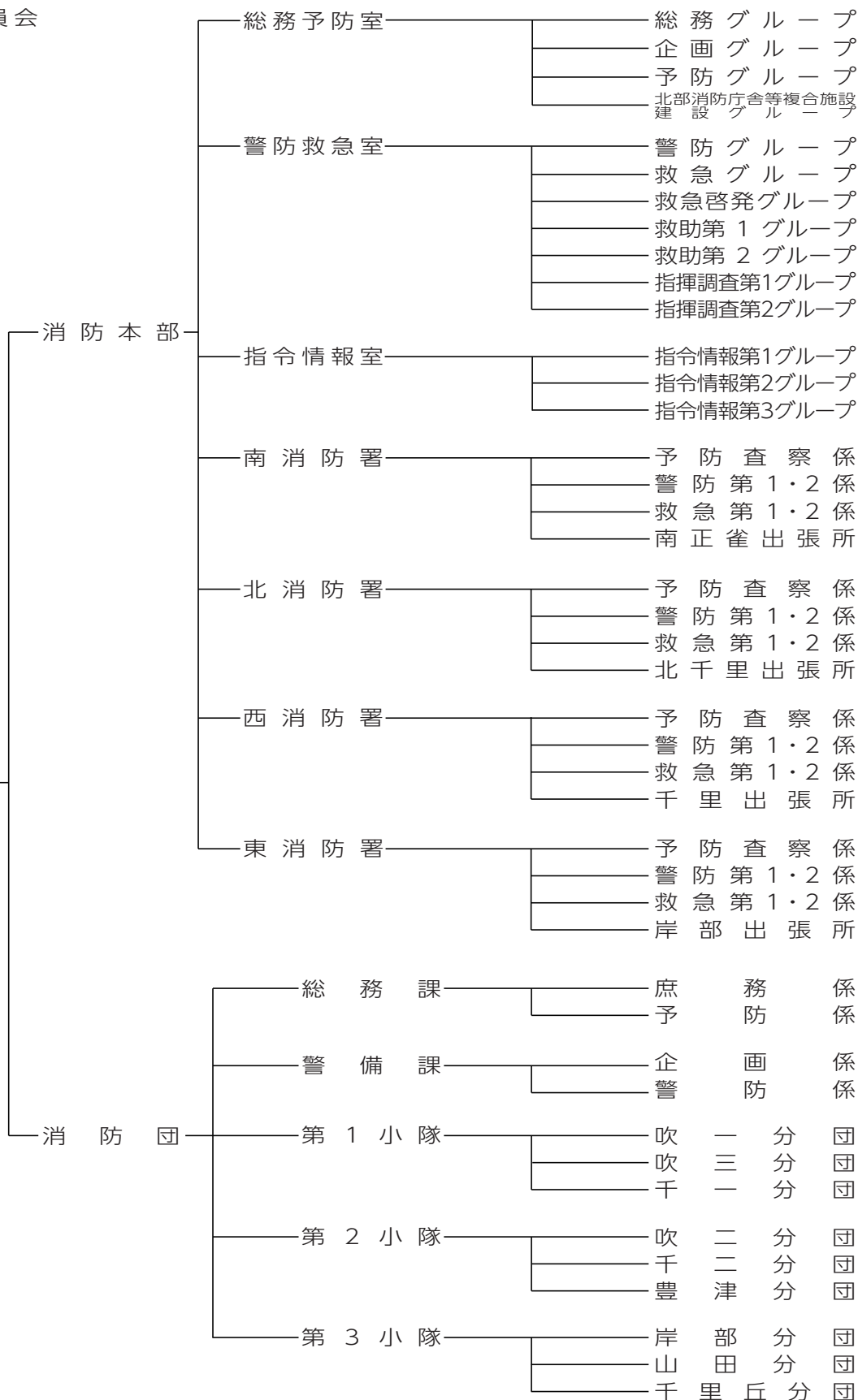
4 消防機構図

令和6年（2024年）4月1日現在

市 議 会
|
財 政 総 務 委 員 会

市

長



5 消防力の現有

令和6年（2024年）4月1日現在

区 分	名 称		現 有 数
施 設	署所数		8
	合 計		8
車 両	署所管理動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車）		1 1
	はしご自動車		4
	化学消防車		1
	救急自動車		1 0
	救助隊用車両	救助工作車	1
	省令第4条及び第5条	ポンプ付救助工作車	1
	指揮車 *1		1
	特殊車等 *2		1 9
	非常用消防ポンプ自動車等		4
	非常用救急自動車		4
	合 計		5 6
人 員	消防ポンプ自動車隊員		1 3 9
	はしご自動車隊員 *3		
	化学消防車隊員 *3		
	救急隊員		1 0 0
	救助隊員		2 8
	指揮隊員 *1		8
	特殊車等（小型動力ポンプ付水槽車）隊員 *3		
	通信員		1 4
	予防要員		3 5
	本部、署所、庶務処理等の人員		4 7
	合 計		3 7 1
備 考	*1 指揮車（指揮支援隊車両）指揮隊員（指揮支援隊員）		
	*2 小型動力ポンプ付水槽車、司令車、広報車、資機材搬送車、防災指導車、調査車、マイクロバス、指揮車、搬送車、軽資機材搬送車、救急支援車、救急啓発車を示す。		
	*3 はしご自動車、化学消防車、特殊車等の隊員は乗換運用等のため現有数は計上しない。		

6 職員定数と配置状況

令和6年（2024年）4月1日現在

		合 計	消 正	防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	その他 職 員
定 数		384	階 級 別 定 数 な し								
実 員		371	1	9	25	38	111	81	19	82	5
消 防 本 部	消 防 長	1	1								
	理 事	1		1							
	次 長	1		1							
	総括参事	2		1							1
	本 部 付	12					2	2		8	
	総務予防室	総務グループ	8	(1)	1	1	6				
		企画グループ	3			1	2				
		予防グループ	18		1	1	8	4	1	3	
		北部消防庁舎等複合施設 建 設 グ ル ー プ	4								4
	警防救急室	警防グループ	23	1	3	4	8	7			
		救急グループ	4		1	1	1	1			
		救急啓発グループ	3		1	1		1			
		救助グループ	29	(1)	3	2	5	9		10	
	指令情報室		16		1	3	2	7	2		1
	小 計		125	1	5	13	13	39	26	1	22
南消防署	本 署		49		1	3	5	11(1)	10	2	17
	南正雀出張所		20				2	5(2)	8	2	3
	小 計		69		1	3	7	16	18	4	20
北消防署	本 署		38		1	3	4	13	5	4	8
	北千里出張所		20				2	8(2)	7		3
	小 計		58		1	3	6	21	12	4	11
西消防署	本 署		39		1	3	4	10(2)	7	2	12
	千里出張所		20				2	6(2)	6	2	4
	小 計		59		1	3	6	16	13	4	16
東消防署	本 署		40		1	3	4	13	7	2	10
	岸部出張所		20				2	6(2)	5	4	3
	小 計		60		1	3	6	19	12	6	13

*（ ）内の数値は、兼務及び事務取扱等のため実員には含まず *再任用職員22名を含む

7 消防本部・署事務分掌

令和6年（2024年）4月1日現在

消 防 本 部

総務予防室

総 務 関 係

- ◇消防職員及び消防団員の任免に関する
こと。
- ◇消防職員及び消防団員の褒賞及び表彰
並びに懲戒に関すること。
- ◇消防職員及び消防団員の公務災害に関
すること。
- ◇消防職員及び消防団員の教養の実施に
関すること。
- ◇消防職員及び消防庁舎の衛生管理に関
すること。
- ◇儀式に関すること。
- ◇消防手帳及び消防警戒区域立入之証の
発行に関すること。
- ◇消防職員委員会に関すること。
- ◇消防協力団体に関すること。
- ◇他の室の所管に属さないこと。
- ◇本部内の総合調整に関する事項。
- ◇本部、室並びに総務関係、経理関係、
企画関係及び北部消防庁舎等複合施設
建設関係の庶務に関すること。

経 理 関 係

- ◇予算及び決算に関すること。
- ◇物品に関すること。
- ◇消防職員の給与及び退職手当並びに消
防団員の手当及び退職報償金に関す
ること。
- ◇共済事務に関すること。
- ◇被服その他の貸与品及び給与品に関す
ること。

- ◇備品の一時保管に関すること。
- ◇消防職員及び消防団員の福利厚生に関
すること。
- ◇消防庁舎その他行政財産の管理及び営
繕に関すること。
- ◇消防用燃料に関すること。

企 画 関 係

- ◇消防制度運用に関する総合企画に関す
ること。
- ◇消防施設の新設等整備に関すること。
- ◇消防組織に関すること。
- ◇条例、規則、規程その他例規に関す
ること。
- ◇消防広報に関すること。
- ◇情報の収集、連絡及び交換に関すること。
- ◇消防統計に関すること。
- ◇北部消防庁舎等複合施設に関すること。

危険物保安関係

- ◇危険物規制に関すること。
- ◇危険物に対する安全知識の普及に関す
ること。
- ◇危険物施設の査察に関すること。
- ◇危険物施設の事故調査に関すること。
- ◇危険物取扱者の指導に関すること。
- ◇少量危険物等のタンク検査に関するこ
と。
- ◇危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認に
関すること。
- ◇火薬類取締法に関すること。
- ◇高圧ガス保安法に関すること。
- ◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の
適正化に関する法律に関すること。

- ◇危険物保安関係、消防設備関係及び査察広報関係の庶務に関する事。

消防設備関係

- ◇消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置指導に関する事。
- ◇消防用設備等及び特殊消防用設備等の検査に関する事。
- ◇消防用設備等及び特殊消防用設備等の研究に関する事。
- ◇建築物の消防同意に関する事。
- ◇消防設備士の指導に関する事。
- ◇アーケード等の消防用設備等に関する事。
- ◇建築物の防火関係機関との連絡協議に関する事。

査察広報関係

- ◇少量危険物の届出及び指導に関する事。
- ◇指定可燃物の届出及び指導に関する事。
- ◇火を使用する設備等の届出及び指導に関する事。
- ◇防火対象物の査察に関する事。
- ◇防火管理業務の指導に関する事。
- ◇火災予防の広報及び広聴に関する事。
- ◇風俗営業に関する下見依頼申請及び消防法令適合通知に関する事。
- ◇喫煙等の指導に関する事。
- ◇防火管理者の講習に関する事。
- ◇防災規制に関する事。
- ◇指定催しの指導に関する事。
- ◇アーケード等の防火に関する事。
- ◇予防教育に関する事。

- ◇消防音楽隊に関する事。
- ◇防火協力団体の育成指導に関する事。
- ◇その他火災予防に関する事。

北部消防庁舎等複合施設建設関係

- ◇北部消防庁舎等複合施設建設等に係る総合計画に関する事。
- ◇北部消防庁舎等複合施設建設等に係る調査及び進捗管理に関する事。
- ◇北部消防庁舎等複合施設建設等に係る連絡調整に関する事。
- ◇北部消防庁舎等複合施設建設等に係る契約に関する事。
- ◇北部消防庁舎等複合施設建設等に係る設計及び施工に関する事。

警防救急室

警防計画関係

- ◇警防業務及び警防活動の企画及び立案に関する事。
- ◇消防地水利に関する事。
- ◇開発事業に関する事。
- ◇自主消火組織等の消防訓練に関する事。
- ◇消防訓練の総合調整に関する事。
- ◇安全管理に関する事。
- ◇消防相互応援協定に関する事。
- ◇緊急消防援助隊に関する事。
- ◇災害活動の記録及び統計に関する事。
- ◇室並びに警防計画関係及び機械装備関係の庶務に関する事。

機械装備関係

- ◇消防車両の配置及び運用に関すること。
- ◇消防機械器具の整備及び運用に関すること。
- ◇消防機械器具の研究開発に関すること。
- ◇消防機械器具の操作及び技術指導に関すること。
- ◇消防車両の運転管理及び技術に関すること。

救 急 関 係

- ◇救急業務及び救急活動の企画、立案及び指導に関すること。
- ◇救急資器材の整備及び運用に関すること。
- ◇大阪府豊能地域救急メディカルコントロール協議会に関すること。
- ◇救急医療機関その他関係機関との連絡及び調整に関すること。
- ◇救急関係の庶務に関すること。

救急啓発関係

- ◇応急手当の普及啓発に関すること。
- ◇救急資器材の管理に関すること。
- ◇大阪府豊能地域救急メディカルコントロール協議会検証会議に関すること。
- ◇救急啓発関係の庶務に関すること。

救 助 関 係

- ◇消防救助の実施に関すること。
- ◇救助訓練の指導に関すること。
- ◇救助技術の調査及び研究に関すること。
- ◇国際消防救助隊に関すること。
- ◇高速道路の事務に関すること。
- ◇吹田市総合防災センターの管理に関すること。

ること。

- ◇消防機械器具の整備及び運用に関すること。
- ◇救助関係の庶務に関すること。

指揮調査関係

- ◇災害現場における指揮本部の支援に関すること。
- ◇警防活動技術及び災害現場指揮の調査及び研究に関すること。
- ◇消防訓練の企画、立案及び実施に関すること。
- ◇火災原因及び損害の調査に関すること。
- ◇火災現場の保存に関すること。
- ◇火災現場の資料及び証拠物等の保管に関すること。
- ◇火災の証明に関すること。
- ◇指揮調査関係の庶務に関すること。

指令情報室

指令及び情報システム関係

- ◇消防部隊及び救急隊の出動指令及び運用に関すること。
- ◇消防通信施設の整備及び運用に関すること。
- ◇出動隊の統制及び運用に関すること。
- ◇無線統制に関すること。
- ◇非常召集の実施に関すること。
- ◇火災警報発令に関すること。
- ◇気象に関すること。
- ◇災害情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
- ◇災害現場の情報支援に関すること。

◇豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会に関する
こと。

◇消防情報システムの管理運営に関する
こと。

◇消防情報システムに係るデータ管理に
関すること。

◇本部所管の情報ネットワークの管理運
営に関すること。

◇室の庶務に関すること。

消 防 署

予防査察係

◇防火対象物の査察に関すること。

◇防火管理業務の指導に関すること。

◇火災予防の広報及び広聴に関すること。

◇予防教育に関すること。

◇指定催しの指導に関すること。

◇防火協力団体の指導育成に関すること。

◇その他火災予防に関すること。

警防第 1 係・第 2 係

◇消防職員の配置及び教養に関すること。

◇警防業務に関すること。

◇警防活動及び訓練に関すること。

◇防火対象物（消防長が指定するものに
限る。）の査察に関すること。

◇火災予防業務に関すること。

◇圧縮アセチレンガス等の届出及び指導
に関すること。

◇自主消火組織等の育成に関すること。

◇消防機械器具の整備保全に関すること。

◇消防庁舎の管理に関すること。

◇署の庶務に関すること。

救急第 1 係・第 2 係

◇救急業務に関すること。

◇救急資器材の整備保全に関すること。

出張所第 1 係・第 2 係

◇警防業務に関すること

◇警防活動及び訓練に関すること。

◇救急業務に関すること。

◇防火対象物（消防長が指定するものに
限る。）の査察に関すること。

◇火災予防業務に関すること。

◇消防機械器具の整備保全に関すること。

◇消防庁舎の管理に関すること。

総

務



特選

吹田市防火作品図画の部入賞作品